

「2008年度研究助成」 研究結果（概要） 報告

社団法人日本内部監査協会

研究助成は、(社)日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営するものです。

2008年度に助成金給付対象となった下記6件について、研究結果の概要を対象者からご報告いただきました。

「2008年度研究助成」 助成金給付対象案件（順不同・敬称略）

申請者（所属先・職位：2008年9月現在）	研究課題
家田 崇 甲南大学大学院ビジネス研究科（会計大学院）准教授	国際的な企業活動に対応する内部統制報告制度の構築
岩崎 一郎 一橋大学経済研究所准教授	ロシア株式会社の内部統制・内部監査システム
佐久間義浩 富士大学経済学部専任講師	医療機関における内部統制の実態についての調査研究
武田 和夫 椋山女学園大学 現代マネジメント学部准教授	学校法人における内部監査
長畑 周史 青森中央学院大学経営法学部 専任講師	アメリカにおける内部統制と経営判断の理論状況
中村 映美 大阪成蹊短期大学経営会計学科 准教授	内部統制とリスクマネジメントに関する研究

研究課題：国際的な企業活動に対応する内部統制報告制度の構築

甲南大学大学院ビジネス研究科 教授
家田 崇

キーワード：会計監査人、法令遵守体制構築義務、コーポレート・ガバナンス、内部統制報告

本件研究は、国際的な企業活動に対応した内

部統制報告制度をどのように構築するべきかを検討することを目的とする。国境を越えて内部統制報告が信頼される制度構築は、国際的な企業活動において必要な要素となるからである。本件研究では、望ましい内部統制報告を構築するには、会社法・金融商品取引法などの企業法の制度が、どのようにかわるべきか、考察を加えることにある。

2008年度は、①国際的な内部統制報告制度のあり方に関する実態調査、②内部統制報告制度と法令遵守体制構築義務との関連という2点に関して、研究を実施している。

2009年度は、③内部統制報告の対称となる

国際取引の絞込みと、法的責任と内部統制との相互関連について研究を実施した。

①の点について、国際的な企業活動に関して内部統制報告がどのように行われているのか、ヒアリング調査を実施した。監査法人及び国際的な企業活動を行っている事業主体へのヒアリング調査も実施し国際的な事業活動における法令遵守体制構築の際に、適用される法制の問題点など抽出した。

②の点について、国際会計基準の動向を踏まえた上での対応策などを検討していた。

③の点について、①・②の点から、問題となる点として、国際的な企業形態と国際的取引形態の2つの類型を把握し、これら双方について共通となる内部統制と、これら独自の内部統制の双方を以下に統合させる形態で構築すべきか、その際に法令遵守体制構築義務との調和および、法的責任をどのように構築すべきかが課題となる点を指摘し、具体的な方策を検討した。

研究課題：ロシア株式会社の内部統制・内部監査システム

一橋大学経済研究所 教授
岩崎 一郎

キーワード：ロシア、監査体制、取締役会構成、事業統合、外国直接投資

本研究では、2005年上半期にロシア全土で実施したインタビュー調査の結果に基づいて、同国における企業監査体制の実態を明らかにするとともに、その決定要因を実証的に分析した。その調査結果は、欧米やアジア太平洋諸国との比較において、ロシアの株式会社は、公正かつ厳格な業務・会計監査を確保する上で、極めて問題の多い監査体制を組織していることを露呈した。すなわち、全監査

役に占める社外役員の比率で測られる内部監査機関の独立性は、これら諸外国企業の平均的水準を大幅に下回り、なおかつ、会計監査人としての国際監査法人の採用も極めて限定的であり、大多数のロシア企業は、地元国内監査法人との外部監査契約に強く傾斜している。また、ロシア企業は、監査役としての外部専門家の採用にも総じて消極的である。加えて、本研究の調査結果は、監査役会の独立性という観点から、ロシア企業の間には、他の諸外国にはみられないほど顕著な分極化現象が生起している事実も明らかにした。

更に、本研究の実証分析は、監査役会と会計監査人の実質的選任権を掌握する取締役会において社外役員が強力な指導力を発揮しており、株式所有を通じて特定の企業集団と事業統合を行い、なおかつ外国投資家からの出資を受け入れているロシア企業は、他企業との比較において、より望ましい監査体制を構築する確率が高いことを見出した。この事実発見を裏返せば、ロシアの企業監査体制が、上述の意味で脆弱であるその背景には、経営陣に対する取締役会の拮抗力の弱さ、資本関係という点で孤立した島のごとき存在である独立系企業の低い経営規律、並びに低調な外国直接投資があるといえるのである。

研究課題：医療機関における内部統制の実態についての調査研究

富士大学 准教授
佐久間 義浩

キーワード：内部統制、病院、アンケート

2010年は、医療機関の中でも、公的な医療機関を対象として、アンケート調査を実施し、内部統制の構築・運用状況の実態を明らかに

した。今回のアンケート調査実施対象の医療機関は、公的な医療機関の中でも国立大学病院機構及び地方公営企業年鑑記載の地方公営企業法の適用病院（自治体病院）とした。

調査は、記述式（一部、選択式）のアンケート調査票を、2010年5月から6月にかけて、アンケートの対象となる医療機関に郵送する方法で実施した。

調査内容は、大きく3つである。初めに、内部統制を医療機関において導入しているかどうかである。更に導入していないと回答している病院については、導入時期や導入しない理由などの詳細な回答を求めている。

第2に、内部統制の導入目的と成果についてである。そもそもどういった理由で内部統制の導入に至ったか調査した。

最後に、具体的事例の調査である。一部の病院では、積極的に内部統制への取り組みがなされていることが明らかになった。

なお調査項目の選定に当たっては、主にCOSOフレームワークやERMで提示されている内部統制をベースとし、昨年度実施したA病院におけるインタビュー調査を反映したものを作成した。

このアンケート結果のうち、自治体病院に関する内部統制の導入状況及びその導入要因の考察について、第14回非営利法人研究学会全国大会の自由論題で報告した（2010年9月、早稲田大学）。大会で行った報告内容は、学会誌である『非営利法人研究学会誌』に掲載予定である。

研究課題：学校法人における内部監査

梶山女学園大学 准教授
武田 和夫

キーワード：私立大学、内部監査、U S R マネジメント、アカウントビリティ

学校法人とは、私立学校法第3条で規定される法人であり、この法人によって設立された学校が私立学校である。本研究では、学校法人なかでも私立大学を対象にその内部監査を論じるものである。

周知のとおり、私立大学をめぐる社会環境は大きく変化しつつある。少子化による18歳人口の減少が指摘されて久しく、第三者評価、都市部への若年人口の集中、大学の国際化及び国際競争など、近年、急速かつ大きく変貌している。定員割れを起こしている大学や赤字経営の大学があるにもかかわらず、その一方で大学の新設・学部増設なども行われ、大学間格差は一層拡大していくものと思われる。文部科学省による『平成22年度学校基本調査』によると、大学は、国立86校、公立95校、私立597校が設置されており、2011年度には新たに6校（公立1校、私立5校）が開設される予定である。設置認可制度の弾力化に伴い、新設・増設による受入学生数が増加している現状で、定員確保と学力（質）の低下が大学経営の喫緊の課題となっている。

こうした課題に対処するためにも、また持続的に発展するためにも、私立大学はその社会的責任（University Social Responsibility；U S R）を意識したU S R マネジメントを志向するようになってきた。U S R マネジメントとは、「教育・研究」、「環境・社会」、「経済・財政」からなるトリプルボトムラインのバランスの下に経営を行い、その状況及び顛

末を社会に説明すること（アカウンタビリティ）である。このアカウンタビリティが果たされ、社会的に認知されてこそ、私立大学は諸課題を克服し、継続的発展が可能となる。

U S R マネジメントを実施するためには、ガバナンス機能と内部統制の充実が前提であり、内部監査が重要な役割を果たす。私立大学における内部監査は、内部統制のほかにガバナンスやリスクマネジメントを対象とし、組織体（大学全体、部門単位）に価値を付加する活動をその本務とする。

以上を主な主張点とした報告を2010年3月に国際公会計学会中部部会で行った。現在、この報告をもとに論文を執筆している最中であり、完成後は速やかに『月刊監査研究』に投稿する予定である。

研究課題：アメリカにおける内部統制と経営判断の理論状況

青森中央学院大学 専任講師
長畑 周史

キーワード：内部統制、経営判断原則、大和銀行株主代表訴訟事件、ケアマーク事件

日本における内部統制に関する裁判例は既に調査していたため、研究助成期間は、専らアメリカにおける内部統制関連判例の調査と、論文等からアメリカの内部統制に関する理論状況についての研究を進めた。

2008年度は、日本経営実務法学会第12回研究総会にて、「内部統制と経営判断の関係について―日米の理論状況を中心に―」というテーマにて日米の内部統制判例の紹介とそこから示唆される仮説について学会報告を行った。この報告内容は、経営実務法研究12号27頁に掲載された。また、アメリカにおいて内

部統制構築義務に初めて言及したケアマーク事件について取り上げて研究を行い、法学研究82巻12号593頁に「日米における内部統制に関する取締役の注意義務―ケアマーク事件を中心に―」として部分的成果を発表した。

2009年度は当該事件の評価及び後続の裁判例について研究した。裁判例としては、後続判例について分析を試みたが、いずれも内部統制が直接問題となった事案ではないため、その後の展開を更に分析した上でまとめる必要があることが明らかとなった。

また、2009年度は、日本国内で内部統制構築義務に関する裁判例が出された。具体的には、最判平成21年7月9日（日本システム技術事件）と東京地判平成21年10月22日（日経インサイダー取引事件）である。このため、これらの判例研究を行う必要があり上述のアメリカ法の研究の進捗が遅れたという事情がある。上記判例研究については、前者については本誌36巻2号に掲載された。また、後者については青森法政論叢11号104頁に掲載された。

2010年度（2010年10月～2011年3月）は、再びアメリカの内部統制に関する裁判例の調査に戻ったが、同分野で先行研究（南 健悟「企業不祥事と取締役の民事責任（一）～（三）」北大法学論集61巻3号～5号〔未完〕）が出された。同論文は主にケアマーク以後の誠実義務の展開に着目したものであったが、アメリカの内部統制の裁判例を網羅的に取り扱うものであったため、同文献及び博士論文を分析し、内部統制が直接問われる事案について独自の分析を加えることとした。この時点で研究期間を満了してしまっていたが、未だ研究テーマ全体の解明には至っていない。このため、今後は内部統制が直接問われる裁判例を分析し、経営判断原則が適用される可能性があるのかについて研究を続けていく予定である。

研究課題：内部統制とリスクマネジメントに関する研究

大阪成蹊短期大学 教授
中村 映美

キーワード：内部統制、リスクマネジメント、
C O S O、ターンバル委員会

内部統制は、企業が事業を、適切かつ効率的に遂行するために社内に構築され、各企業の中で個別に発展してきたものであるが、不正な財務報告に関する事件を契機として、財務報告の信頼性を高めるために、内部統制の重要性が認識され、1990年代以降、米国のC O S O報告書をはじめ、英国、カナダにおいて指針が示されている。

しかし、米国で、エンロン事件等を契機に、開示企業における内部統制の充実を図る方策として、2002年に成立されたサーベンズ・オクスリー法（S O X法）において、証券取引委員会登録企業の経営者に対して、財務報告

に係る内部統制についての有効性の評価と、その経営者の評価について公認会計士等による監査が義務付けられ、わが国のみならず、英国、フランス、韓国等で、内部統制報告制度が導入されている。

英国においては、内部統制報告制度の導入にあたり、英国及び米国の双方の内部統制概念の定義が異なり、内部統制とリスクマネジメントの関係性も異なっているために、米国のS O X法と1999年の英国ターンバル・ガイダンスとのコンバージェンス問題が喫緊の課題となったのである。

そこで、本研究は、英国の内部統制報告制度導入に際して問題となった、内部統制とリスクマネジメントを一体的に捉える考え方を提示したターンバル委員会報告書公表の背景を探り、どのような解決策を図ったのかを明らかにすることを目的としている。

研究の経過は次のとおりである。

初年度：英国における内部統制に関する報告書及び文献研究

第2年度：初年度の文献研究を継続し実施。

2年間にわたる研究成果の公表。

新刊書紹介コーナー

次の新刊書をご恵贈賜りましたので、ご紹介いたします。
ご寄贈者に対しまして、厚く御礼申し上げます。

基本テキスト・シリーズ

内部監査（五訂版）

著者：松井 隆幸

（青山学院大学大学院

会計プロフェッション研究科 教授）

発行：同文館出版(株)

定価（本体2,000円＋税）A 5判206頁